

平成29年度 第3回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：平成30年2月13日（火）16:00～17:30

開催場所：道庁本庁舎7階 農政部第一中会議室

○開会

（障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹）

ただいまから、平成29年度第3回北海道自立支援協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、厚くお礼申しあげます。障がい者保健福祉課制度グループの岩佐です。

議事に入るまでの間、進行をつとめさせていただきます。

よろしく願いいたします。それでは開催に先立ちまして、障がい者保健福祉課長の植村から挨拶申し上げます。

（障がい者保健福祉課制度 植村課長）

障がい者保健福祉課の植村でございます。よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、このような夜間の時間帯にも関わらず、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、御出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から障がいのある方々の保健福祉の推進のため、御協力・御尽力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

今年度は、第5期北海道障がい福祉計画を策定する年度となっており、この自立支援協議会や各部会において、委員の皆様から、専門分野等の深いご見識に基づくお考え、ご助言などを頂いたところです。

来年度から、第5期北海道障がい福祉計画がスタートし、障がいのある方々の地域移行や地域生活継続に向けた計画等についての取組や達成状況の検証を行い、引き続き、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

さて、本日の議事としましては、第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】及び第5期北海道障がい福祉計画に係るパブリックコメントの実施結果について、報告させていただいた後、第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】案（案）及び、第5期北海道障がい福祉計画案（案）について説明をさせていただくほか、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）及び北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（仮称）について御報告をさせていただき、最後に、平成29年度を取組状況報告としまして、北海道自立支援協議会のもと設置されております「人材育成部会」「地域づくりコーディネーター部会」「地域移行部会」における今年度の開催状況等について

てそれぞれ御報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をお寄せくださるようお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は宜しく願いいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

それでは、まず、はじめに、お手元の資料を確認させていただきます。

会議次第、出席者名簿、配席表のほか資料1-1、資料1-1-2、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3とおりとなっております。資料の不足、乱丁がありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の御欠席等についてであります。小野委員、片山委員、中村委員、高谷委員からは、事前に欠席の連絡をいただいております。

本日の日程ですが、17時前を目途に終了させていただきたいと存じますので、御協力をお願いします。

それでは、ここからの議事の進行は、大久保会長にお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

2 議事

【報告事項】

(1) 「第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】及び、第5期北海道障がい福祉計画に係るパブリックコメントの実施結果について」

(大久保会長)

まず、報告事項の(1)について事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課計画推進グループ 千葉主幹)

私から、第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】と第5期北海道障がい福祉計画に係るパブリックコメントの実施結果について説明をさせていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】に係るパブリックコメントの意見の取りまとめ結果の概要でございます。意見募集内容についてでございますが、ホームページや各振興局におきまして、計画素案等を公表し、電子メール、ファックス及び手紙により意見募集を、昨年12月8日から1月9日まで実施し、基本計画につきましては、延べ個人が10件、団体8件の合計18件のご意見をいただきました。意見に対する北海道の考え方の区分別件数ですが、区分A「意見を受け修正いたしました。」は2件、区分B「素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」が6件、区分C「素案を修正していませんが、今後の施策の進め方等の参考とする」が10件、区分Dの「素案に取り入れなかったもの」と区分Eの「素案の内容についての質問等」がいずれも0件でございました。

いただいたご意見の概要でございますが、区分Aの意見を修正したものにつきましては、一つ目としては、精神障がいにも地域包括ケアシステムの構築について追記すべき。二つ目といたしましては、移動支援の確保について「移動支援」が地域生活支援事業のメニューを指すのか移動支援全般を指すのか分かりにくいので、文言の整理が必要という意見がありました。

次、区分B「素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」は、一つ目としては、入所施設の人が地域との交流や外出が自由にできるようにヘルパーの人材確保をしてほしい。二つ目としては、医師が障がいについての正しい知識を持ち、親が不安にならないようにしてほしい。など、記載の内容のご意見をいただいております。次に2ページ目をご覧ください。裏のページには区分Cを記載しています。素案を修正していませんが、今後の施策の進め方等の参考とするもの。一つ目としては、「発達障害者支援（地域）センター」について、空知は函館市に設置しているセンターが担当。この距離で、支援体制の充実が促進できるとは思えない。新たな施策をお願いしたい。二つ目としては、入院時コミュニケーション支援事業をもっと多くの時間、多くの人が利用できるよう地域間格差を減らしてほしい。などのご意見をいただいております。

次の資料、資料1-1-2横表の資料になりますが、これは、区分Aの意見に基づき、変更した内容でございます。一つ目といたしましては、①として、変更の理由を記載しております。パブリックコメントを踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、項目を追記することとしました。変更案といたしましては、中央に記載しておりますが、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。を第1節のⅡ保健・医療3（1）精神障がい施策の充実新たに追記する案でございます。二つ目といたしましては、変更の理由が右側に記載ございますが、パブリックコメントを踏まえ、移動支援に係る文言の整理を行い修正することといたしました。変更案といたしましては、左の欄に記載がございますが、素案では第2節のⅤ社会参加、この1の（3）移動に関する支援の確保の記載事項の中の「移動支援等の確保を促進します」、この文言を中央に記載がありますとおり、「移動が円滑に行えるよう支援に努めます」に変更します。次のページをご覧ください。Ⅷの3（2）選挙等における配慮の投票環境の改善についてでございますが、左側に記載がございます、移動支援の利用の促進の要請を中央にありますとおり、移動支援事業等の利用の促進という文言に変更します。

続きまして、資料1-2をご覧ください。資料1-2は第5期障がい福祉計画に係るパブリックコメント等による意見取りまとめ結果の概要でございます。意見募集内容についてですが、障がい者基本計画と同様に意見募集を実施いたしまして、延べ個人9件、団体4件合計13件のご意見をいただいております。意見に対する道の考え方区分別の件数でございますが、区分Aは0件、区分Bの素案と意見の趣旨が同様と考え

られるものは6件、区分Cの素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするものは7件、区分Dと区分Eにつきましては、いずれも0件です。いただきました、ご意見の概要ですが、区分Bにつきましては、一つ目としては、入所施設から地域生活移行者の数字目標をもっと多くしないと、いつまでも入所施設があり続けることになる。自分たちがグループホームやアパートの暮らしを経験して選んでいく権利をしっかりと守るような計画にすること。二つ目としては、親が亡くなる前からも、自立して生活していける支援の充実を図ること。など、記載のとおりのご意見をいただいております。次のページをご覧ください。2ページ目には、区分Cのご意見を記載しておりますが、二つ目の丸として障がい児支援の提供体制の整備目標が圏域に1カ所では少ない。圏域に1カ所では、障がいを持つ児童が通所するために係る時間が長くなり、児童に与える負担は非常に大きい。三つ目の丸としては、発達障がいに対する正しい理解が必要であるため、「発達の遅れ」の表現を変えてほしい。等のご意見をいただいております。なお、今回いただきましたご意見に対する北海道の考え方につきましては、右に考え方を記載したものを、今月を目途にホームページにて公表する予定でございます。以上でございます。

(大久保会長)

ありがとうございました。今、計画についてのパブリックコメントの取りまとめ結果についてご報告いただきましたけれども、皆様から何かご意見や質問がございましたら、是非言っていただきたいと思えます。

(石山委員)

22ページの精神障がい者施策の充実で、精神障がいのある人とその家族が地域の・・・とあり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しますとありますが、具体的にはどんなことをするのですか。

(大久保会長)

事務局からありますか。

(事務局)

後ほど、お話しがあるのですが、福祉計画の方に詳しく記載させていただいておりますが・・・。地域包括ケアシステムの基本的な考え方についてでございますが、65歳以上の高齢者を地域で支え合うためのシステムということでございますけれども、こういった地域で支え合う仕組みを、精神障がいのある方に対しても、この仕組みを作って地域で支え合うといった考え方になりまして、具体的には、各市町村の自立支援協議会を活用して、精神障がいのある方にも対応するというところで医療ですとか、

障害福祉、介護サービスを一体的に提供すると言ったことですか、地域の住まいの確保ですか、そういったことを関係機関の連携のもとに、進めていこうと言うことで考えています。

具体的に道といたしましては、各市町村にこういった協議会が立ち上がるように、支援していきたいという風に考えていまして、第5期の障がい福祉計画にも数値目標として、179市町村にこういったものを立ち上げるという目標を立てています。

(事務局)

補足させていただきます。基本計画の22ページの一番最後の項目で、地域包括ケアシステムの構築について、考え方を示させていただいています。前回の協議会でもお話しがあったのですが、第5期福祉計画の44ページ・・・福祉計画は基本計画の実施計画ということになりますので、具体的に書いてあるのですが、44ページの中段から、精神保健福祉・医療施策の充実という推進施策が書いてあります。この一番下の黒丸のところに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という文言で次のページまで記載がございます。これにプラス、成果目標として、今、河谷主幹から発言があった項目を成果目標に変えていく、このように計画を棲み分けて記載しているところです。

(大久保会長)

よろしいですか？はい。そうしましたら、他にもあれば。

(小瀬委員)

はい。まず、一点目が、先ほどご説明の中に、自立支援協議会にという話しがあったのですが、それは、イメージとしてはイコールなのでしょうか。それとも、各市町村の自立支援協議会の中に何かを作るというイメージなのでしょうか。

(事務局)

イメージといたしましては、協議会の中に、精神科の医療機関ですか、あと事業所さんが入っていただくようなイメージで考えていますけれども、精神障がいのある方に対する支援と言うことで、協議の場合をケース毎にメンバーを入れ替えていただいたりとか、工夫をしていただきながら実施していただきたいと思っています。

(小瀬委員)

はい。二点目なんですけど、第5期障がい福祉計画の58ページに載っている中で、65歳以上がベースということなのでしょうか。対象が、65歳未満は長期入院患者としか書いていませんが。

(事務局)

こちらの、地域包括ケアシステムの構築の考え方は、65歳未満の方も全ての精神障がい者対象としています。

(小瀬委員)

そうですね。あえてこういう書き方をしたのは、何か意味があるのでしょうか。

(事務局)

国の指針で、65歳以上と65歳未満と、それぞれの入院患者数の数値目標を定めなさいと、国の方から指針がでておりまして、そちらに合わせた数値目標とさせていただいております。

(小瀬委員)

対象としては区別は無いのですよね。

(事務局)

ありません。

(小瀬委員)

ありがとうございます。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(上林委員)

直接計画にかかわる事ではないのですが、パブリックコメントの中で、高等養護学校の個別の教育支援計画に関するご意見をいただいております。見せてもらうのは、遅い時は9月で、計画期間は1年というご意見がございますけれども、特別支援学校では、こういう個別の教育支援計画の作成と言うことが、学習指導要領に義務付けられており、どの学校でも作成することになっています。ただ、実際にどのようにそのような学校で、これを作成して、保護者とともにこれを運用するかというのは、それぞれの学校の運用に任されているところです。そして、計画期間が1年とありますが、長期的な見通しとしておおよそ3年、高等養護学校ですから、学校を卒業したあとのことも見据えながら3年間の大きな長期的な目標を立てて、この上で、一学年、二学年、三学年と短期的な目標を保護者に確認しながら立てるという形で進めさせていただいております。実際に卒業する際には、この計画の内容を福祉の事業所や会社に

、保護者から許可を得て引き継ぐように使っていますけれども、伝え方については、それぞれの保護者の方で色々なご意見があるのかと思います。特別支援学校長会といたしましても、このようなご意見をきちんと受け止めさせていただきまして、これからより適切にこの計画を運用できるように取り組んでいきたいとおもっております。以上です。

(大久保会長)

ありがとうございます。僕も、現場ではよく先生のを見ますけれども、いつもいつもこういうわけでは無いと思いますけれども、改善はした方がいいのかなと思います。その他、ございますか。

(中田委員)

全体的な話しですが、区分のBと区分Cの区別がちょっと曖昧なのかなという気がしてまして、Cの方が修正してないが、今後の進め方の参考にする、それでBの方が趣旨は同様ということで、どちらにしても文言の修正とはなっていないと思いますが、ということは、Bの方がやる見込みが少しあるとか、そういうことなんでしょうか。Bに書いてあるこっちの方も、あまり実現しないのでは無いかなと思えるようなことも乗っているような気もしないでもないのですが、そのような区分はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

BとCの区分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、このご意見に対する北海道の考え方というものを詳しく、このページに掲載することとなっております。今、最終的な掲載文の文言について調整しているところでございます。

Bの意見に対する道の意見についてでございますが、ご意見のあった趣旨と計画に書いてある趣旨が同様である、というもので、理念的に計画の理念とご意見の趣旨が同一であるという感じでございます。記載する文言についても、同様の趣旨につきましては、この計画の何ページの趣旨と同様でございます、というような記載を考えております。

Cにつきましては、素案の今の計画では、いただいたご意見とイコールではないが、今後、参考とさせていただきたいものをCとしている。

(中田委員)

たとえば、資料1-2の子ども発達支援センターの十分な支援が必要というところも、実際にやっているかどうかは別として、道の考えとしては、この意見と同じということか。

ペアレントメンターは種別毎の養成が必要ということとかも、そういうことも含めて、そっちへ向かっていくのか、それとも実はあまり実現出来ないだけども、考え方は一緒なんだというイメージなのか、曖昧だなと感じた。2月末にできるものを拝見すればわかるのかもしれないが。

こうすべきというものに対して、やっていきますよというイメージなのかどうか、BとCとの別れるのかなと思ったものでしたから。

(事務局)

子ども発達支援センターの返し方の案といたしましては、発達の遅れや障がいについて間もない子どもとその家族が適切な相談支援及び発達支援を受ける機関が市町村子ども発達支援センターですが、その位置付けが、地域の関係機関との連携体制整備を行う中核的機関であり、計画には、第4の6の障がい児支援の充実のところに市町村子ども発達支援センターの中核的位置付けとして支援を行っていくこととして、基本的には、地域の相談機関に対して、後方支援をしていく機関であって、ここ自らが直接支援をするわけではないのですが、基本的には地域で支援していくという考え方は同じです。そういうような返し方をする文言で、調整しているところでございます。

(事務局)

要は、理念的なもので方向性が一致していれば、基本的には同様と考える。個別具体的なもので充実してほしいとか、云々してほしいというのは、どちらかというところ、理念が合っていたとしても、そういう風には書けないものですから、それについては参考にさせていただくというようなところで、整理させていただいています。

(大久保会長)

中田委員よろしいでしょうか。他によろしいですか。そうしましたら、パブリックコメントについてはこのようなところでよろしいのかなと思います。

【報告事項】

(2)「第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】及び、第5期北海道障がい福祉計画について」

(大久保会長)

それでは、次に進めたいと思いますが、報告事項の(2)で基本計画と福祉計画について事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課計画推進グループ 千葉主幹)

はい、続きまして、私の方から説明をさせていただきます。まず、資料2-1「第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】案(案)」をご覧ください。基本計画につきましては、ただ今説明いたしました、パブリックコメントのご意見を受けて変更しています。それ以外に、前回の素案から変更した部分についてでございますが、47ページをご覧ください。47ページから用語を解説しています。解説している用語は62個ございます。ちなみに、前の46ページを参照していただきたいと思います。46には第3章計画の推進等ということで、II計画の推進管理について記載がありますが、一行目の国及び市町村・・・「北海道障がい者施策推進審議会」というところに右上に小さく62という数字が書いてあります。この62が46ページ書いてありますので、56ページを見ていただければ、一番下に62番「北海道障がい者施策推進審議会」とあり、この審議会の説明をしている。分かりにくい用語については、このように用語解説をつけています。前回と変更があるところは、先ほどの三箇所の修正点と用語解説を加えたところでございます。

次に資料2-2「第5期北海道障がい福祉計画案(案)」をご覧ください。これにつきましては、パブリックコメントによりまして変更箇所はございません。前回の素案から新たに加えた点につきましては、62ページをご覧ください。62につきましては、第7サービス量の見込みと基盤整備についてです。1のサービス量の基本的な考え方についてですが、サービス見込み量は各市町村で地域の実情やニーズを的確に把握した上で、住民の意見などを考慮して設定した見込み量を積み上げております。次に70ページ目をご覧ください。70ページ以降につきましては、各圏域ごとのサービス量の見込みとなっております。これも各市町村の見込み量の積み上げとなっており、各圏域毎の三カ年のサービス量の見込みを記載しております。これが21圏域毎に90ページまで記載しております。今の記載につきましては、一圏域一ページに記載しておりますので、ルビがふっておりません。現在ページ数を増やして、ルビが打てるような形での編集作業をしているところでございます。91ページ以降は先ほどの基本計画と同じように用語解説を載せております。以上が、基本計画と福祉計画の案の案でございますが、今後のスケジュールですが、この計画案につきましては、今月開催予定の道議会において、ご説明、ご議論いただき、三月中での計画の策定を予定しております。以上で私からの説明を終わります。

(大久保会長)

はい、ありがとうございました。それでは、基本計画と福祉計画について質問やご意見などございましたら、言っていただきたいと思います。

(小瀬委員)

基本計画の改訂版の10ページの高次脳機能障がいについてですが、ここの高次脳

機能障がいなんです、扱い方が薄いような気がしています。特に、その地域その地域に高次脳機能障がいの方は必ずいらっしゃるって、私の側にもいらっしゃるんですが、この部分の判定だとか、サービス量の部分だとか、そういった部分が今後深まっていくのか、今のままなのかということを知りたい。

(大久保会長)

いかかですか。

(事務局)

高次脳障がいについては、特殊でして、基本的には疾患としては、精神障がいの分類にはあてはまるが、どちらかというと外傷性の脳障害で、精神科で診るよりは、脳外科であるとか、神経内科で診られて、たとえば一部リハビリなんかに来られれば、総合的なリハビリで診る。福祉サービスなんかについても、受けられる方は多いのですが、たとえば、他の障がいと比較して、他の精神障がいと比較してもやはり対象者がまだまだ少ない。そのために地域で活動されている、あるいは各地方で、高次脳機能障がいのある方だけが集まっている、所謂、家族会だとか患者会だとかはまだまだ十分ではない。一方で、そういうような障がいをもたれている方が増えてきているというような現実はあるのかと思います。そういった意味で、精神障がいの中で、分類を細かく分けた中で、今後どのような支援体制をしていくのか、あるいは、医療の部分を含めて、今後総合的に検討していかなければならないというのは、我々も十分に認識しておりまして、この計画の中では、この部分でしか触れていないのかもしれませんが、これ以外の医療計画の中でも、新たに高次脳機能障がいについても、項目を立てさせていただいて、こちらは医療サイドの計画になりますが、そちらの方の項目を広げていく。そのような方々がどのような医療機関に行けば良いのか、どこかの支援機関に行けば良いのかなかなかわかりづらいという、大きな問題がありますので、そういった情報提供のネットワークを広げていこうと、まだまだ十分ではないのですが、たとえば、就労支援や日常生活の支援のためのサポートライフが取れるのは、正直札幌ぐらいしかないのですが、そういったような形で結びつけたり、あるいは医療機関にも相談してもわからないところも地方にある者ですから、ドクターの人たちに障がいの特性を知ってもらおうということで、大学病院などの専門の機関、専門のドクターに地域の医師の認識を深めていこうという段階で、まだまだ、施策としても始まったばかり、今後道としても力を入れていきたいと考えています。

(大久保会長)

よろしいですか。

(小瀬委員)

はい。ありがとうございました。

(事務局)

ちなみに、高次脳機能障がいのことにつきましては、基本計画については21ページの下段に書いておりまして、福祉計画については45ページに3項目ほど記載をしています。

(大久保会長)

はい。ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

(中田委員)

些細なことなのですが、用語の解説が入ったのは良いと思う。非常に分かりやすい。ローマ字の言葉にルビが振ってないのですが、振った方が親切かなと思います。ICTとかWEBとか。振った方が読みやすいのではないかなと思いました。

(事務局)

どちらがよいのでしょうかね。悩んだところではあったのですが。

(中田委員)

札幌ではカタカナに振っているのもあった。

(事務局)

札幌市さんは、前回ひらがなにも振っていたので、どちらがよいのかなと思っていた。

(中田委員)

ローマ字の方は、読み方によって違う風にも読まれるのかなと思って、振った方が親切かなと思いました。

(事務局)

わかりました。そこらへん、改善の方していきたいと思います。

(大久保会長)

はい、では、ほかどうぞ。

(永井委員)

用語の解説の難易度にばらつきがあるのかなと思って、分かりやすいものと難しいものと。どのくらいのわかりやすさを目指して書いたものなのでしょうか。

(大久保会長)

むずかしいですね。

(事務局)

できるだけわかりやすいところを引っ張ってきて、この計画に合うように調整した。そこから更に分かりやすくしたいというのもあったのですが、更に簡単にするのはかなり難しいというのもありまして、難しい部分と優しい部分が入り交じっているのはご指摘の通りでございます。

(永井委員)

わかりました、ありがとうございます。

(大久保会長)

何年前に入ったんでしたよね。

(事務局)

そういうのもあるのですが、そこらへんも含めてそのまま採用しているのもございますし、新たに他のところとか追加したり、分かりやすくしたところもございますが、そうできなかったもの、勝手に解釈できないものなどがあり記載しているものがあります。

(大久保会長)

たしか、もともと用語解説が無かったのが、こういう場の意見でずーっと前に入ったような気がします。中身については、道庁にまかせっきりになっていた。

(永井委員)

法律の用語を理解しやすくするのは難しいというのがよくわかりました。

(小瀬委員)

細かいところなんですけど、前にも、タウンミーティングで質問させていただいたことなんですけど、基本計画の21ページの歯科保健医療体制の充実というところなんですけど、オホーツク圏域では、障がい者の歯科医療が遅れていて、専門医がおらず、多

くが十勝の緑ヶ丘病院へ通っている。非常に距離もあって非常に危険な部分もあるので、専門的な総合的な部分での専門医をなんとかして欲しいと思っていた。

今回、歯科医療協力医制度と、歯科保健センターによりというのが入って、これが歯科医師会と連携し体制を整備というように書かれていますが、実情というか、これはできるのだろうか。どれぐらいを目途に考えればいいのか、まずはとっかかりとして連携して、専門医つくっていくのか、そのへんの事をお聞きしたい。

(事務局)

この部分につきましては、地域保健課の方で修正しているところで、基本計画は方向性と言うことで、この方針で進めていきますという内容となっている。

(小瀬委員)

はい、期待しております。

(大久保会長)

他は、大丈夫ですか。よろしければ、報告事項の3番目に入りたいと思います。

【報告事項】

(3)「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）及び北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（仮称）」

(大久保会長)

報告事項3について、事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 柏木主査)

障がい者保健福祉課社会参加グループ 柏木と申します。私の方から北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）及び北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（仮称）について説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料3をご覧ください。

この条例の制定の経過の関係で若干説明させていただきます。この条例につきましては、障害者基本法の改正、平成27年の知事公約の中に手話言語条例（仮称）の制定が盛り込まれたことを踏まえまして、障害がある方の意思疎通ですとか、手話が言語であることの普及などに関する条例の制定につきまして、検討を進めていこう、必要性があるだろうということで、平成28年に北海道障がい者施策推進審議会に意思疎通支援部会を設置しまして、検討を進めてきたところでございます。この資料3につきましては、この部会での検討を踏まえまして、昨年10月の末に取りまとめられました提言に基づいて条例に定める内容のポイントを素案にまとめたものでご

ざいます。具体的な条例の内容につきまして、資料3に基づきまして説明させていただきます。1番目制定の趣旨のところでございますけれども、全ての人が、日常生活を営む上で、意思疎通を円滑に行うことは必要不可欠なことで、この中で、障がいのある方が意思疎通のために使用する手段というのは、その人の障がいの特性に応じて非常に多様であって、円滑な意思疎通を行うためにはこれらに応じた適切な環境の整備と支援が重要というような状況がございます。

しかしながら、こういった環境の整備や支援はまだまだ十分ではなく、多様な意思疎通手段があるということに対する周囲の人々の理解もなかなかすすんでいないというような状況もございまして、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じているという現状認識がございます。

もう一つ、手話が言語であることは、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准によりまして、明確に位置づけられたものでございますが、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、広く理解を得られていないのが実情であります。これらの課題を解決するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについての理解の促進など、ここに書かれております取組が必要であるというようなことでございます。そうしてそういうような状況に鑑みまして、障がい当事者を含めました意思疎通支援部会の意見を踏まえて、障がい者の意思疎通を総合的に支援するため「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）」、それから、手話が言語であるとの認識の普及等を行うため「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（仮称）」という二本の条例を制定しようとするものです。

3ページ目になりますが、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）」の概要でございます。一番目の目的として、障がい者の意思疎通の支援に関しての基本理念など、必要な事項を定めまして、そのことによって障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しまして、もって意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、全ての人々が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とします。

各条例の基本理念でございますけれども障がい者の意思疎通の支援というのは、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を活用し円滑に意思疎通を行えるように、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならないということが一つ、それからもう一つですが、この支援は、道、市町村、道民、障がい者など意思疎通に係わる多くの方々の適切な役割分担によって進められなければならないこと、協働で進められなければならないことでございます。

4ページ目でございますけれども、（3）責務等でございますが、意思疎通に関する道の責務、あるいは道民、障がい者など意思疎通に関係する方の責務、あるいは、市町村との連携について規定することはもちろんこの条例の一つの目標となっております。

ます。それから、(4) 施策の基本方針でございますが、4つの基本方針というのを定めまして、それに基づきまして、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進することとしています。一つ目は意思疎通手段の理解の促進でございます。二つ目は意思疎通手段を選択できる機会の確保及び使いやすい環の整備についてでございます。三つ目は、意思疎通手段を活用した情報提供の推進でございます。四つ目は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進でございます。この4つの基本方針に基づいて、障がい者の意思疎通支援に関する施策を進めていきます。(5) 意見の聴取についてでございますが、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとしています。(6) 基本的施策についてでございますが、先ほどの4つの基本方針に基づいて行う細かいことをここに記載しております。たとえば、意思疎通手段の理解の促進を図るための普及啓発をしていくということとか、もう少し詳しいことが記載しております。こういったことを策定する事によって意思疎通支援に関する施策を進めていきます。

それから、5ページ目でございますけれども、(7)といたしまして財政上の措置ということでございます。道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるというような記載になっております。それから5ページの中段にあるところでございますが、3「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例(仮称)」の概要とございますが、目的といたしましては、道民に対し広く手話が言語であるとの認識を普及させ、言語である手話の習得の機会を確保するための必要な事項を条例で定めることにより、道民が手話は言語であるとの認識を深め、手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とします。2つ目、手話が言語であるとの認識の普及についてでございますが、次のページをめくっていただいて、道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとし、それから、道民は、それに対して、そういった独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとする、というような規定を設けることとしています。(3)でございますが、手話の取得の機会の確保に関する規定でございます。この規定を設けることによって、手話が言語であるとの認識と併せて、手話をきちんと習得する機会の確保をもって、手話が言語であるという理解の促進と併せて進めていくこととしています。もう一つ、道は、聴覚障がい者が在籍する学校や勤務する事業者に対し、手話を習得することのできる機会を確保するための必要な支援を行うよう努めるものとしており、それらをあわせて、手話の習得の機会の確保を進めていきます。この素案につきましては、昨年11月末から12月末まで、パブリックコメントといたしまして、道民の皆様からご意見を伺うという手続きをしています。

(大久保会長)

はい。ありがとうございます。新しい条例ができるということですが、皆様から何か意見がございましたら、お願いいたします。

(奥村委員)

多様な意思疎通手段とあるがわからない。簡単にしたい。

(事務局)

実際の条例では、前文の中に具体的に手話通訳や点字だとか、ルビ振りだとかそういうものを例示しまして、イメージしていただけるような形にしていくこととしています。条例なので、堅い文になって致し方ないところもございますが、ご容赦いただきたいと思います。

(永井委員)

二つ目の条例で「北海道言語としての手話・・・」とあるが、北海道手話というようなものがあるのかと思った。発音すると、北海道で一度切るのは分かるのだが、北海道言語と繋がっているのは誤解を招くのではないかと思います。

(事務局)

パブリックコメントでも同様のご意見がございました。これは、条例のルールとして、北海道独自で作る条例でありますから、北海道と頭に付けるというルールがございます。それから、条例の名称につきましては、条例の中身が分かるような名称にするというような流れがありまして、長い名称となっておりますが、言語としての手話の認識の普及というのが条例の趣旨でございまして、たまたま、北海道という言葉がついてしまいますので、北海道言語というイメージをもたれてしまうかもしれませんが、略称など、そういうものも併せて普及していこうと思われました。

(大久保会長)

北海道と付けないといけないということですね。

(永井委員)

はい、わかりました。

(大久保会長)

略称が付くと分かりやすくなるかもしれませんね。他の都道府県でもあるのですか。

(事務局)

13府県に同様の条例があると聞いています。

(神林委員)

言語としての手話の認識の普及に関する条例ということで、すごく意義のある条例だと思います。おそらく、当事者の方の強い要望があったのではないかなと思います。私も1年だけでしたが、盲学校で勤務していたことがありまして、以前、手話というのは一つの表現手段だとは思っておりました。ところが、実際に手話を使う子どもたちと係わる中で、生活に欠かせない手段だということで、手話について誇りを持っていることが分かりました。その認識を持つには、一年間毎日ふれあってやっと認識に至った。手話教室をやるからといって、そのような認識に至るわけではなく、手話を使う人とふれあって、すべての人に普及するまでには、相当な努力が必要となるのでは無いかと思っております。是非、条例ができた後も、長期的な視野で進めていただきたいと思っております。

(大久保会長)

ありがとうございます。その他質問などございませんか。他に、全体を通して何かあれば。

(中田委員)

基本的なことですみません。この協議会には部会があるとおもいますが、札幌の場合だと協議会で報告があるので部会の動きが見えるが、こちらの場合だと、単発の話題で終わっていて、動きが見えないがどういう状況なのでしょう。

(事務局)

これらの報告が終わったら、次に部会の報告をさせていただく予定です。

(中田委員)

そうでしたか。承知しました、ありがとうございます。

(大久保会長)

それでは報告をお願いします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

それでは、事務局の方から、人材育成部会やコーディネーター部会、地域移行部会の開催状況について報告させていただきます。

人材育成部会は全5回、地域づくりコーディネーター部会は4回、地域移行部会は3

回開催しております。今年度につきましては、ほとんどが、基本計画と福祉計画について議論いただいております。人材育成部会については、計画の他に、研修の開催について検討を行っておりまして、部会での議論を経まして、サービス管理責任者研修の講師養成研修とファシリテーター養成研修を行っております。また、三月には、相談支援従事者研修の専門コース別研修として障害児支援のコースを実施する予定です。他の部会については、ほとんどが計画の策定に係る議論でございました。事務局からの報告は以上です。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。何かありますでしょうか。

(中田委員)

事務局ではなくて、部会の方からの報告があるとより分かりやすいのかなと思いました。

(大久保会長)

工夫が必要かもしれませんね。委員の方の中には、部会に入っていない方もいらっしゃるのでは。

(小瀬委員)

網走だと、計画のどこの部分を話していて、特にこの部分を重視しているというような、比較対象するような形で、部会ごとにコンパクトに報告するような形を取っている。道も比較対象がないとわかりにくいので、そういうようなところを見せていただければありがたいなと思います。

(大久保会長)

すこし、次年度に向けて、改善できそうなところがあるというご意見でした。それでは最後に事務局から何かございますでしょうか。

○閉会

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

大久保会長、ありがとうございました。

部会の方につきましては、次年度以降参考とさせていただきたいと思います。

今年度の開催については今回で全て終わりました。次回の開催につきましては、時期といたしましては、5月中旬から5月下旬での開催を検討しておりますので、後日あらためてお知らせしたいとおもいます。本日はありがとうございました。